

身体障害者手帳交付の手続きについて （増毛町）

身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法に基づき、身体に障がいのある方が障がいの種類や等級に応じて各種制度・サービスを利用するために必要な手帳であり、北海道知事から交付されます。

〈交付対象となる障がいの部位〉

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸、免疫機能、肝臓機能

〈障がいの等級〉

等級は障がいの程度により1級から6級までの区分があります。

申請区分		申請内容	申請手続きに必要なもの
新規		初めて身体障害者手帳を申請される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医師による診断書 ・ 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚 ・ 印鑑
再交付申請	障害程度変更	すでに身体障害者手帳を所持している方で、その障がいの状況に変化があった場合、または障がいの追加があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医師による診断書 ・ 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚 ・ 印鑑 ・ 現在お持ちの身体障害者手帳
	紛失	すでにお持ちの身体障害者手帳を紛失した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚 ・ 印鑑
	破損	すでにお持ちの身体障害者手帳が破損し、使用することが困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚 ・ 印鑑 ・ 現在お持ちの身体障害者手帳
記載事項の変更		すでに身体障害者手帳を所持している方の氏名が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ 現在お持ちの身体障害者手帳
		すでに身体障害者手帳を所持している方で住所が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> ※町内転居の場合 ・ 印鑑 ・ 現在お持ちの身体障害者手帳
		<ul style="list-style-type: none"> ※町外へ転出する場合 転出先の市区町村の障がい福祉担当窓口で変更手続きしてください 	
手帳の返還		すでにお持ちの身体障害者手帳が不要となった場合（死亡など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑（死亡の場合は届出者の印鑑） ・ 現在お持ちの身体障害者手帳

○費用負担について

診断書作成料は自己負担となります。なお、申請手続きに際して手数料はかかりません。

○手帳交付までの流れ

申請書類は、北海道に送り審査を経て、平均1ヶ月程度で手帳が交付されます。但し、診断書の内容に疑義あった場合は、交付までに1ヶ月以上かかる場合があります。

◇申請窓口、お問い合わせ先◇

増毛町役場 福祉厚生課 民生係（増毛町保健センター〔健康一番館〕内）

TEL：0164-53-3111（内線515）